

塩尻市文化会館改修事業
設計・施工者選定公募型プロポーザル
募集要領

2025年（令和7年）6月

塩尻市

目 次

1. 募集の趣旨	2
2. 業務の概要	2
3. プロポーザル実施スケジュール	4
4. 参加資格	5
5. 配置技術者の条件	8
6. 参加表明及び資格要件の確認	8
7. 電子データの提供	9
8. 現地見学会の申込及び開催	9
9. 質問の受付及び回答	10
10. 提案書等について	10
11. 審査及び結果	11
12. 契約手続き等	14
13. 失格事項	14
14. 支払いに関する事項	15
15. その他	15

1. 募集の趣旨

塩尻市文化会館は、「安全・安心で誰もが利用しやすく、地域文化の振興を図り芸術文化の発展に寄与する施設」を基本理念とし、市民の安全・安心を確保し、来館者の利便性及び職員の業務効率の向上等による質の高い市民サービスの提供に対応できる機能的な文化施設を目指している。

このことを踏まえ、塩尻市文化会館の改修計画について広く技術提案を求め、設計・施工者の提案内容及び実績・能力・適性・建設費等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計・施工者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 事業名

塩尻市文化会館改修事業

(2) 発注者

長野県塩尻市

(3) 工事場所

長野県塩尻市大門七番町4番8号

(4) 整備対象施設

塩尻市文化会館（レザンホール）

※整備対象施設の詳細は、塩尻市文化会館改修事業要求水準書を参照すること。

(5) 対象業務

本事業の対象業務（以下「本業務」という。）は、次のとおり。

ア 整備対象施設に係る基本設計業務、実施設計業務及び申請業務（以下「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る監理業務（以下「監理業務」という。）

ウ 整備対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事）及び外構工事（以下「施工業務」という。）

エ 塩尻市が実施する付帯工事との取り合い部分の設計業務、施工業務、及び申請業務の調整

オ その他事業実施に伴うイベント等の実施又は協力

(6) 履行期間

ア 契約締結日の日から2027年（令和9年）9月30日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。なお、本期間は、竣工書類等の作成期間を含めた期間であり、対象施設内での実業務期間はイによる。

イ 業務別の履行期間の目安は、以下のとおりとする。

設計業務：契約締結の日～2026年（令和8年）5月29日

監理業務：2026年（令和8年）6月1日～2027年（令和9年）7月30日

施工業務：2026年（令和8年）6月1日～2027年（令和9年）7月30日

（7）契約上限価格

本業務に係る契約上限価格は、2,768,590千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とする。

※上記価格を超えた提案は失格とする。

（8）事務局

塩尻市教育委員会事務局 交流文化部社会教育スポーツ課 胡桃、清水、山本

住 所：〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号

T E L：0263-52-0902

F A X：0263-53-7604

e-mail：shakai@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレス及び下記担当にも併せて送信すること。

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

マネジメント・コンサルティング部門 石坪、小早川

e-mail：ishitsubo.akira@nikken.jp 及び kohayakawa.tomohisa@nikken.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。

（9）留意事項

本業務に係るコンストラクションマネジメント業務を、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社（以下「CMR」という。）に委託している。

本業務に関し、発注者からの指示に基づいて、CMRから依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

3. プロポーザル実施スケジュール

	内 容	日 時
1	募集要領等の公告	令和7年6月3日(火)
2	電子データの提供申請受付期間	令和7年6月3日(火) 午前9時から 令和7年6月20日(金) 午後5時まで
3	現地見学会の申込期間	令和7年6月3日(火) 午前9時から 令和7年6月6日(金) 午後5時まで
4	参加表明に関する質問の受付期間	令和7年6月3日(火) 午前9時から 令和7年6月20日(金) 午後5時まで
5	参加表明以外に関する質問の受付期間	令和7年6月3日(火) 午前9時から 令和7年6月30日(月) 午後5時まで
6	現地見学会の開催期間	令和7年6月17日(火) から 令和7年6月19日(木) まで 午前9時から午後5時までの間
7	参加表明に関する質問に対する回答期限	令和7年6月30日(月)
8	参加表明以外に関する質問に対する回答期限	令和7年7月8日(火)
9	参加表明等の提出期間	令和7年7月1日(火) から 令和7年7月4日(金) まで 午前9時から午後5時までの間
10	参加資格結果通知	令和7年7月8日(火) 午後5時まで
11	提案書等の提出期間	令和7年8月4日(月) から 令和7年8月8日(金) まで 午前9時から午後5時までの間
12	ヒアリング等審査	令和7年8月26日(火)
13	審査結果通知	令和7年9月2日(火)
14	契約に係る事前打合せ	令和7年9月3日(水)
15	仮契約締結	令和7年9月中旬
16	本契約の成立 (塩尻市議会での議決が条件)	令和7年9月下旬
17	審査結果公表	令和7年10月7日(火)

4. 参加資格

(1) 参加表明書を提出する者（以下「参加者」という。）の構成等

参加者は、公告日（2025年（令和7年）6月3日）において、次項（2）に掲げるすべての要件を満たしている単独企業又は2者以上によって結成された特定建設工事共同企業体若しくは設計者と施工者によって結成された設計・施工共同企業体（以下「JV」という。）とする。なお、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、施工業務を行う者とする。

(2) 共通する参加要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7・8・9年度塩尻市入札参加資格者に登録された者であること。

- ・施工「令和7年度塩尻市入札参加資格者の建築一式工事に登録のある者であること」
- ・設計「令和7年度塩尻市入札参加資格者の建設コンサルタントのうち建築一般に登録のある者であること」
- ・監理「令和7年度塩尻市入札参加資格者の建設コンサルタントのうち工事監理（建築）、工事監理（電気）及び工事監理（機械）に登録のある者であること」

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

エ 国税及び地方税に滞納がないこと。

オ 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

カ 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でないこと。

キ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を、本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）として配置できること。なお、統括代理人は、JVの場合は代表企業から配置できること。

ク JVで参加する場合の出資比率の最低限度基準は、2者の場合は30パーセント以上、3者以上の場合は20パーセント以上とする。ただし、設計者を構成員とする場合は出資比率の最低限度基準は設けない。

ケ 構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 業務別の参加要件

参加者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- イ) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ウ) 平成 23 年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。設計 J V で受注した場合は、代表者として、DB 発注の場合は、主たる設計事業者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、J V の場合は、代表構成員又は構成員いずれの実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二に該当する建築物で、国土交通省告示第 771 号に「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造の方法」に定める特定天井かつ当該天井面積 600 m²以上の耐震改修における実施設計業務。

- エ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、設計業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者及び建築（総合）の設計主任技術者として配置できること。なお、設計管理技術者及び建築（総合）の設計主任技術者は、J V の場合は構成員から配置できること。

イ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- イ) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ウ) 平成 23 年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす監理業務を元請として履行した実績があること。設計 J V で受注した場合は、代表者として、DB 発注の場合は、主たる監理業務者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、J V の場合は、代表構成員又は構成員いずれの実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二に該当する建築物で、延床面積 4,000 m²以上の建築物の監理業務。

- エ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、監理業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を監理業務管理技術者として配置できること。なお、監理業務管理技術者は、J V の場合は構成員から配置できること。

ウ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア) 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ) 平成 23 年度以降に工事及び引渡し完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績とする。なお、実績要件は、JV の場合は、代表構成員又は構成員いずれの実績も可とする。

<要件>

国土交通省告示第 8 号別添二による建築物の類型 三から十二に該当する建築物で、国土交通省告示第 771 号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造の方法」に定める特定天井かつ当該天井面積 600 m²以上の耐震改修における施工業務。

ウ) 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、施工業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。なお、現場代理人は、JV の場合は代表構成員から配置できること。監理技術者は、JV の場合は構成員から配置できること。

(4) 再委託

参加者は、設計及び監理業務に関して、専門分野（設計管理技術者、建築（総合）の設計主任技術者及び監理業務管理技術者を除く。）について、発注者の承諾を得て再委託することができる。ただし、この再委託先は、前記（2）のイからカの参加要件を満たすこと。また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しない者であること。

(5) 参加等に関する制限

次に掲げる者は参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとする。また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受けることはできない。

ア 塩尻市文化会館改修事業 設計・施工者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及びその家族

イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に属する者

ウ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属している者

エ 本事業の CMR 及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）の役員及び社員

5. 配置技術者の条件

本業務の実施に当たり、要求水準書「4. 業務実施に係る要求水準」の実施体制に記す要件の、統括代理人、設計管理技術者及び各設計主任技術者、監理業務管理技術者及び監理業務主任技術者、現場代理人、監理技術者（以下「配置技術者等」という。）を配置した実施体制を満たすこと。なお、配置技術者等は、公告日において参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、配置技術者等の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き認めない。

6. 参加表明及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、所定の参加表明書を提出期限内に提出すること。

(1) 提出期間

令和7年7月1日（火）から

令和7年7月4日（金）まで

(2) 提出方法

提出書類は、午前9時から午後5時までの間に事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を行うこと。また、発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお、配達時間は、午前区分又は午後区分と指定すること。

郵送可能重量が4kgまでのため、これを超える場合は、分冊して郵送すること。

(3) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式4-1-1又は4-1-2）	1部
イ 参加資格確認書（様式4-2）	2部
ウ 共同企業体協定書（様式5）（写し）	1部
エ 事務所の資格、実績を確認できる資料	2部

(4) 参加資格結果の通知

提出された参加申込書に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和7年7月8日（火）午後5時までに、全ての参加者にメールで通知し、同日付で郵送する。なお、参加資格結果の通知とともに付与番号通知を行う。付与番号は、その後の提案書の作成及びプレゼンテーション及びヒアリング等（以下「ヒアリング等」という。）に使用する。

7. 電子データの提供

(1) 申請期間

令和7年6月3日(火) 午前9時から

令和7年6月20日(金) 午後5時まで

(2) 提供資料

- ・要求水準書添付資料1～6

※要求水準書添付資料4「マスタースケジュール(案)」及び添付資料5「工事条件書」では、本事業の設計段階から工事段階、さらに当該施設のリニューアル開館までの期間内において、想定される重要行事や、業務工程に係る遵守すべき条件を記したものをいう。参加者は提案書作成における業務工程の策定にあたり、参照の上、検討すること。

(3) 提供方法

電子データを希望する場合は、事務局あてにメールで申請すること。提供方法は、大容量データ交換サービス SmoothFile(事務局準備)とし、このサービスを使用できない場合については、事務局と別途調整をすること。なお、電子データ申請の際、守秘義務誓約書(様式1)をメールに添付して提出し、後日事務局まで郵送又は持参すること。

8. 現地見学会の申込及び開催

(1) 受付期間

令和7年6月3日(火) 午前9時から

令和7年6月6日(金) 午後5時まで

(2) 申込方法

現地見学会に申込みの場合は、現地見学申込書(様式2)に記入し、電子メールにて、PDF化して提出すること。メールの件名は「塩尻市文化会館プロポーザルについての現地見学申込(企業名)」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。

(3) 現地見学会

令和7年6月17日(火) から

令和7年6月19日(木) まで

現地見学会は、午前9時から午後5時までの間で概ね2時間を予定している。事前に設定したルートで事務局が案内する。特に見学したい場所がある場合は、現地見学申込書に記載すること。なお、安全性及びセキュリティの関係等により全ての希望に添えない場合がある。写真及び動画撮影は可能であるが、撮影する範囲について当日、事務局の同意を得ること。現地見学会での質問は受け付けない。質問がある場合は、本要領に従って別途質問をすること。

9. 質問の受付及び回答

(1) 参加表明に関する質問の受付期間

令和7年6月3日(火) 午前9時から
令和7年6月20日(金) 午後5時まで

(2) 参加表明に関する質問の提出方法

質問がある場合は、質問書(様式3)に記入し、電子メールにて、Word形式のまま提出すること。メールの件名は「塩尻市文化会館プロポーザルについての参加表明に関する質問(企業名)」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

(3) 参加表明に関する質問に対する回答

一括してとりまとめ、令和7年6月30日(月)までに、塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書の追加修正として取り扱う。

(4) 参加表明以外に関する質問の受付期間

令和7年6月3日(火) 午前9時から
令和7年6月30日(月) 午後5時まで

(5) 参加表明以外に関する質問の提出方法

質問がある場合は、質問書(様式3)に記入し、電子メールにて、Word形式のまま提出すること。メールの件名は「塩尻市文化会館プロポーザルについての参加表明以外に関する質問(企業名)」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

(6) 参加表明以外に関する質問に対する回答

一括してとりまとめ、令和7年7月8日(火)までに、塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書の追加修正として取り扱う。

10. 提案書等について

参加者は、次の提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年8月4日(月) から
令和7年8月8日(金) まで

(2) 提出方法

提出書類は、午前9時から午後5時までの間に事務局まで持参又は郵送により提出すること。郵送は必ず「書留郵便(配達時間帯指定郵便)」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。また、発送後に、必ず事務局まで電話連絡を行うこと。配達時間は午前区分又は午後区分と指定すること。

郵送可能重量が4kgまでのため、これを超える場合は、分冊して郵送すること。

(3) 提出書類及び提出部数

- ア 提案書提出届 (様式 6) 1 部
- イ 業務実績及び配置技術者 2 部
 - ①実績審査に係る提案書 (企業の業務実績) (様式 7-1)
 - ②実績審査に係る提案書 (統括代理人等の業務実績) (様式 7-2~7-6)
 - ③業務実績、配置技術者等の資格及び実績を証明する書類等 任意様式
- ウ 技術提案書 (様式 8-1~8-5) 7 部
- エ 提案価格見積書・内訳書 (様式 9-1・9-2) 1 部
- オ 電子データ (CD-R) 2 枚

(4) 提出書類の作成方法

提案書等作成要領及び配点 (別紙 1) 及び審査基準及び配点表 (別紙 2) に基づき作成すること。

(5) その他

都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届 (様式 10) を提出すること。

1 1. 審査及び結果

(1) 審査方法

ア 業務実績及び配置技術者審査

事務局で業務実績及び配置技術者審査を実施する。

参加者が 4 者を超える場合は上位 4 者程度をヒアリング等審査対象者として選定し、結果を全参加者にメールで通知する。

イ ヒアリング等審査

ヒアリング等審査対象者として選定した参加者に対しては、提案した提案書に基づくヒアリング等審査を非公開にて実施する。詳細は、参加資格確認結果と合わせて通知する。

ア) 日時：令和 7 年 8 月 26 日 (火)

イ) 場所：塩尻市市民交流センター えんぱーく (塩尻市大門一番町 1 2 番 2 号)
3 階 多目的ホール

ウ) ヒアリング等審査時間

参加者によるプレゼンテーションの持ち時間は 30 分、その後に、審査委員によるヒアリングを 20 分程度行う予定。

エ) ヒアリング出席者

配置予定の配置技術者及びパソコン操作者を含め 6 名以内とする。なお、統括代理人の出席は必須とする。

オ) その他

①ヒアリング等は、参加者が提出した提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとして、新たな内容の資料提示や動画、3D 画像 (映

像) CG 画像 (映像) 等は認めない。

- ②ヒアリング等に使用するパソコンは参加者が各自用意するものとし、マウスやレーザーポインターは参加者が必要に応じて用意するものとする。なお、予備のプロジェクターの持込みは可能とする。
- ③配置予定の統括代理人が出席しない場合は、参加を辞退したものとし、失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席ができない理由を記載した書面をヒアリング等実施前日の午後 4 時 30 分までに事務局にメールにて提出し、必ず電話連絡を行うこと。その結果、出席できない理由が妥当であると判断された場合は失格とならないが、代理者による出席の場合は当該統括代理人分のプレゼンテーション審査配点は 0 点とする。
- ④配置予定の設計管理技術者及び現場代理人が出席せず、代理者による出席の場合は、プレゼンテーション審査配点は半分に減点する。
- ⑤ヒアリング等の実施時には、参加者を特定することができるような発言、着装を行わず、当日の資料にそのような記述を行わないこと。
- ⑥ヒアリング等の順番は、事務局にて抽選で決定する。
- ⑦その他、ヒアリング等に係る留意事項については、参加資格結果の通知書と合わせて通知する。
- ⑧参加者が 1 者の場合においても審査を行う。
- ⑨ヒアリング等審査は、原則非公開とする。ただし、本市職員が、当該職員の技術力向上のための研修の一環として、本プロポーザルのヒアリングを傍聴する場合があります。

ウ 価格評価

提出された見積価格に基づき、募集要領「2. 業務の概要」(7)の契約上限価格に対する参考見積提案率 (%) にて価格評価を行う。

ア) 価格評価点は 50 点を満点とする。

イ) 参考見積提案率 (%) = (提案価格 / 契約上限価格) × 100

得点化の際は、有効桁数は小数点以下第 2 位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

価格 評価 点	<ul style="list-style-type: none">・ 参考見積提案率が 100% の場合は 0 点とする。・ 参考見積提案率が 100% を超えた場合は失格とする。・ 参考見積提案率が 80% 以下の場合は、50 点とする。
	<p>【80% < 参考見積提案率 ≤ 100%】における評価点</p> <ul style="list-style-type: none">・ 【80% : 50 点】と【100% : 0 点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。・ 価格評価点算定式 $y = 50 \text{ 点} \times (1 - x/20)$ x : (参考見積提案率 - 80%) y : 価格評価点

(2) 評価項目及び配点

評価項目		配点	
実績及び資格 評価点	参加者の実績	20	50
	配置技術者等の資格及び実績	30	
提案書 評価点	技術提案1〈業務実施体制・地域経済への貢献〉	20	100
	技術提案2〈設計：各ホール特定天井改修方法〉	30	
	技術提案3〈施工：ホール営業を最大限実現する施工計画〉	40	
	技術提案4〈施設機能向上に関する追加提案〉	10	
価格評価点		50	
プレゼンテーション審査点（ヒアリング等審査）		20	
評価点合計		220	

※配点等の詳細は、審査基準及び配点表（別紙2）を参照すること

(3) 審査委員会

審査委員会は、次の5名の委員で組織する。

所属・役職・氏名	
信州大学工学部建築学科	准教授 遠藤 洋平（構造系有識者）
長野県松本建設事務所建築課	担当係長 篠田 光生（特定天井改修実績有識者）
塩尻市副市長	石坂 健一
塩尻市企画政策部長	太田 文和
塩尻市交流文化部長	上條 史生

(4) 受託候補者の決定

業務実績及び配置技術者審査、ヒアリング等審査及び価格審査の合計点の最も高い参加者を最優秀者、次点を次点者として選定する。なお、いずれの参加者も合計点が6割未満となった場合は、最優秀者及び次点者を選定しない。

(5) 審査結果

ア 審査結果の通知

審査結果は、令和7年9月2日（火）に審査対象者全員に郵送及びメールにて通知する。

イ 審査結果の公表

審査結果は、令和7年10月7日（火）に塩尻市公式ホームページに次の項目を公開する。なお、技術提案書の内容は、非公開とする。

ア) 最優秀者の名称及び評価点の合計

イ) 次点者の評価点の合計

ウ) 参加者数

1 2. 契約手続き等

(1) 契約の締結

審査委員会で選定された最優秀者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当する場合は、その者との契約は行わない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当することとなった場合
- イ 塩尻市から入札参加資格制限を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
- エ 提案書の無効が判明した場合
- オ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

- ア 最優秀者は、発注者と見積り合わせを行い、仮契約を締結する。
- イ 最優秀者と契約が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- ウ 仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 4 号）第 2 条の規定に基づき、塩尻市議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。
- エ 契約に係る事前打合せを令和 7 年 9 月 3 日（水）に予定しているのでスケジュールを調整しておくこと。（WEB 可）

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

- ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合
- イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合
- ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていなかった場合
- エ 見積書のうち本事業の見積額が契約上限価格を上回った場合
- オ 提出を求める必要書類等について、作成方法に違反する表現が記載されている場合
- カ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合
- キ 審査対象者がヒアリング等に出席しない場合
- ク 本プロポーザル期間中に、本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合
- ケ 参加資格要件に規定する参加資格要件を欠くに至った場合
- コ その他、本要領に違反した場合

14. 支払いに関する事項

支払方法及び時期は本事業受注者と協議のうえ、以下を原則として決定する。

(1) 前金払

受注者は、各年度において当該年度の出来高予定額（部分払をした場合にあっては、当該予定額から前年度の出来高として部分払の対象とした額を控除した額）の10分の4の範囲内で前払金を請求することができるものとする。

(2) 中間前金払

行わない。

(3) 部分払

各年度の出来高の9割を限度として、予算の範囲内で部分払を請求することができるものとする。

(4) 部分引渡しに係る部分払

部分引渡し完了後、次の計算式により必要に応じて残額を支払うものとする。

部分引渡しに係る契約代金の額＝指定部分に相当する契約代金の額×（1－前払金額／契約代金額）

(5) 完成払

2027年度（令和9年度）の施工業務の完了後、契約代金額の残額を支払うものとする。

15. その他

ア 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。

イ 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。

ウ 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。

エ 提出された技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提案書に基づく業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。

カ 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受託者の協議の上で定める。

キ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されない。